

助け合いの民商を大きくしよう！

3.13集団申告の際のホチキス留めが役立った！

GW明けの8日朝、平安支部のTさんが「税務署から、手紙が…」と事務所に飛び込んできました。その手紙には、令和6年の消費税の申告書が未提出の内容。本人は、毎年、民商事務所の申告相談会で書き上げ、3.13集団申告にも参加していました。当日の控えを見ると、所得税の控えと税務署のリーフレットとともに、消費税の提出用と控えも残っていました。当日、同時に提出したものの、税務署が消費税の提出用を受け取り忘れたと思われます。今年1月から收受日付印が押されないことについて署交渉で抗議し、役員会でもどうすべきかに対応を検討。3.13の税務署での提出後に、①申告の控えと税務署からのリーフレットを持っているところを署外で撮影する。②撮影後は、控えとリーフレットを役員・事務局で手分けし、ホチキスで留めて、民商事務所で作った「申告控え保存袋」で保存すると決めていました。「さんのものにも、ホチキス留めがしてありました。そのことを担当の署員にも話し、すぐに税務署に現物を見せに行くと、担当署員と総務課長が対応し、「3/31の期限内の提出とします。」となりました。翌日にも同様な案件でしたが、こちらは3.13で参加したものの、ホチキス留めがなかったため、期限後の扱いになってしまいました。（税額から、無申告加算税は発生せず。）9日夜の常任理事会で、その経過を報告すると、「收受印がないことでトラブルが起きる。現場の署員も收受印を復活するよう声を上げればいいのに」「ホチキス留めなんて、意味があるのかと思っていたが、やってみてよかった」「方針が間違っていなかった」と役員の確信になりました。



AIと弁護士

弁護士 村上 光平（名古屋北法律事務所）

昨今のAI技術の進化によって、さまざまな業務へのAIによる影響が現実的なものとなりつつあり、それは、我々弁護士業界にとっても他人ごとではないようです。

契約書レビューや判例検索をはじめ、自然言語処理技術の発達によって、膨大な文書の中から必要な情報を抽出する作業はAIによって格段に効率化することが可能になりつつあります。作業の効率化によって、弁護士はより高度な法的判断や交渉、依頼者との信頼関係の構築といった本質的な業務に注力できるようになるとされ、AIの利用に肯定的な意見も少なくありません。しかしながら、AIの出力を鵜呑みにすることのリスクも無視できません。AIの抽出した情報が正確であるかのチェックは常に必要とされますし、そもそも正確であるかどうかの判断をするために、専門的な知識が必要とされる場面も少なくありません。実際、私もいくつかAIを使って楽をしようとしたところ、AIが抽出した内容や、根拠とされている情報が誤っており、結局自分でやり直しをした、という経験をしたことがあります。法的判断には、文脈や社会通念、依頼者の置かれた状況など、数値化できない要素が多分に含まれています。AIを道具として最大限に活用しながらも、最終的な判断は人間、とりわけ専門家が責任をもって下す——この姿勢が、これからの弁護士像を形作っていくのかもしれない。

出張法律相談

今年度も、名古屋北法律事務所のご協力で毎月第4水曜日に、出張法律相談を行います。

相談を希望される方は、民商へ連絡し予約してください。

今月は、5月28日（水）14時～16時

*担当は、伊藤勤也弁護士です。

4月に税務調査が発生

北部民商でも、4月に1人の税務調査が発生しました。

「税務調査10の心得」を読み返しましょう

商工新聞5月12日号の2面によれば、全国で「経費否認調査」が相次いでいるとのこと。沖縄民商が相談に応じたケースでは、税務署が「接待交際費領収書等の集計表」に①領収書、レシート②商品名③接待の相手④その連絡先⑤目的、使途、事業所との関連⑥その事実が確認できるもの～を記入して提出しなければ経費として認めない場合がある、と経費の説明を強要した、とのこと。もし、税務署から連絡があったらすぐに民商へ連絡を。